

奈良県告示第二百七十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和元年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

西川 大祐	富岡 厚志	堀 俊太	長田 博光	高山 智燮（ 蘆 智燮）	医師の氏名
奈良県立医科大学	社会福祉法人恩賜 財団済生会中和病 院	社会福祉法人恩賜 財団済生会中和病 院	独立行政法人地域 医療機能推進機構 大和郡山病院	医療法人和幸会阪 奈中央病院	医療機関の名称
橿原市四条町八四	桜井市大字阿部三 二三番地	桜井市大字阿部三 二三番地	大和郡山市朝日町 一―六二	生駒市俵口町七四 一番地	医療機関の所在地
耳鼻咽喉・頭	泌尿器科（ぼう こう又は直 腸機能障害、 じん臓機能障 害）	泌尿器科（ぼう こう又は直 腸機能障害、 じん臓機能障 害）	外科（ぼうこ う又は直腸機 能障害、小腸 機能障害）	外科（ぼうこ う又は直腸機 能障害）	診療科目
令和元年九	令和元年九 月二十六日	令和元年九 月二十六日	令和元年九 月二十六日	令和元年九 月二十六日	指定年月日

	附属病院
	○番地
頸部外科（聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そして機能障害）	
	月二十六日